

健民運動キャラバン事業

☆事業の目的☆

本事業は、健康づくり、ふるさとづくり及び子ども・若者活動に関する講習会、研修会、講演会などの学習を目的とする催しにおいて、外部講師謝金の経費の一部を助成することにより、県民一人ひとりの自発的な実践活動をしていただくことを目的とするものです。



●どんな事をしてくれるの？

①健康づくり ②ふるさとづくり ③子ども・若者活動に関する講習会、研修会、講演会などの、外部講師の謝金の一部(一般県民に対する健民運動の普及に資するものである場合は、その限りではない。)を助成します。(年間1回)原則として石川県の講師謝金の予算単価に準じた額とします。ただし、助成金の額は、以下の金額を限度とします。

構成団体:5万
下部団体:3万
その他の団体:1万

●どんな団体にもらえるの？

自主サークルやクラブ、町内会、婦人会、青年団、NPO、市民活動団体等が単独又は共同で開催するものです。

- ・県、市町関係、公民館が主催するものは除く。
- ・講師謝金に関して他から助成されている場合は除く。

●応募してみたい人はどうすればいいの？

- ①まず事務局にご連絡下さい。
- ②計画書を提出して下さい。(健民運動HPからダウンロード出来ます)
- ③事務局で審査をします。
- ④助成金の交付を認めるときは、交付決定通知を送ります。
- ⑤事業を実施します。
- ⑥報告書を提出して下さい(健民運動HPからダウンロード出来ます)
- ⑦事務局から助成金を振り込みます。

●注意点

- ・10人以上の参加者が見込まれるものです。
- ・参加者から参加費を徴収する場合は、参加費と助成金を合わせた額が開催総経費を超えないものとします。
- ・政治活動や宗教活動を目的としないものです。



●お問い合わせ●

石川県健民運動推進本部
〒920-8580 金沢市鞍月1丁目1番地
TEL:(076)225-1366 FAX:(076)225-1363
メール:Kenmin-t@pref.ishikawa.lg.jp キャラバン事業担当

実施要領・申請書などは
健民運動HPからダウンロードして下さい。

健民運動

検索